

川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案 現 行

(建築物の敷地が計画地区の区域の内外にわたる場合等の措置)

第十条 1 略

2| 建築物の敷地が計画地区の二以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る第四条及び第七条の規定を適用する。

3| 建築物の敷地が第三条に規定する区域の外と一の計画地区にわたる場合又は建築物の敷地が計画地区の二以上にわたる場合においては、その建築物の部分又はその敷地の部分について、当該敷地の属する計画地区に係る前二条の規定を適用する。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 四 略

2 略

別表第一(第三条関係)

名称	区 域
上戸新町地区地区整備計画区域及び鴨田地区地区整備計画区域 略	平成二十三年川越市告示第七七十五号に定める川
新河岸駅周辺地区地区整備計画区域	越都市計画新河岸駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
東田町地区地区整備計画区域	平成二十三年川越市告示第七七十六号に定める川越都市計画東田町地区地区計画の区域のうち、地区

(建築物の敷地が計画地区の区域の内外にわたる場合等の措置)

第十条 1 略

2| 建築物の敷地が第三条に規定する区域の外と一の計画地区にわたる場合又は建築物の敷地が計画地区の二にわたる場合においては、その建築物の部分又はその敷地の部分について、当該敷地の属する計画地区に係る前二条の規定を適用する。

(罰則)

第十四条 次の各号の一に 該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 四 略

2 略

別表第一(第三条関係)

名称	区 域
上戸新町地区地区整備計画区域及び鴨田地区地区整備計画区域 略	

—整備計画が定められた区域

別表第二(第四条―第九条関係)

名称	計画地区	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
上戸 新町 地区 地区 整備 計画 区域	A地区(上戸新町地区地区計画の計画図に表すA地区をいう。)	一、三略 四、前三号に規定する建築物に附属する物置及び自動車庫その他これに類するもの	略	略	略	建築物(物置及び自動車庫その他これに類するもの)を除く。の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離は、一メートル以上とする。ただし、敷地面積が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める距離以上とする。 一及び二略	略

別表第二(第四条―第九条関係)

名称	計画地区	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
上戸 新町 地区 地区 整備 計画 区域	A地区(上戸新町地区地区計画の計画図に表すA地区をいう。)	一、三略 四、前三号に規定する建築物に附属する物置及び自動車庫その他これに類するもの	略	略	略	建築物(物置及び自動車庫その他これに類するもの)を除く。の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離は、一メートル以上とする。ただし、敷地面積が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める距離以上とする。 一及び二略	略

<p>は、面積 するもの これに類 庫その他 自動車庫 下とし、 トトル以 二・三メ 軒の高さ トトル以 幅三メ 下、最大 トトル以 五平方メ は、面積 する物置 物に附属 する建築 号に規定 し、第一 の。ただ し、第一 号に規定 する建築 物に附属 する物置 は、面積 五平方メ トトル以 下、最大 幅三メ トトル以 軒の高さ 二・三メ トトル以 下とし、 自動車庫 庫その他 これに類 するもの は、面積</p>	<p>B地区（ 上戸新町 地区地区 計画の計 画図に表 示するB 地区をい う。）</p>	
<p>一五平方 メートル 以下で、 壁面のな い構造と する。</p>	<p>一、四略 五、前各号 に規定す る建築物 に附属す る物置及 び自動車 庫その他 これに類 するもの を除く。）の 外壁又はこ れに代わる 柱の面から 敷地の境界 線までの距 離は、一メ ートル以上 とする。た だし、敷地 面積が次の 各号のい れかに該当 する場合は、 当該各号に 定める距離 以上とする。 一及び二 略</p>	<p>建築物（物 置及び自動 車庫その他 これに類 するものを 除く。）の 外壁又はこ れに代わる 柱の面から 敷地の境界 線までの距 離は、一メ ートル以上 とする。た だし、敷地 面積が次の 各号のい れかに該当 する場合は、 当該各号に 定める距離 以上とする。 一及び二 略</p>
略	略	略
略	略	略
略	略	略

<p>は、面積 するもの これに類 庫その他 自動車庫 下とし、 トトル以 二・三メ 軒の高さ トトル以 幅三メ 下、最大 トトル以 五平方メ は、面積 する物置 物に附属 する建築 号に規定 し、第一 の。ただ し、第一 号に規定 する建築 物に附属 する物置 は、面積 五平方メ トトル以 下、最大 幅三メ トトル以 軒の高さ 二・三メ トトル以 下とし、 自動車庫 庫その他 これに類 するもの は、面積</p>	<p>B地区（ 上戸新町 地区地区 計画の計 画図に表 示するB 地区をい う。）</p>	
<p>一五平方 メートル 以下で、 壁面のな い構造と する。</p>	<p>一、四略 五、前各号 に規定す る建築物 に附属す る物置及 び自動車 庫その他 これに類 するもの を除く。）の 外壁又はこ れに代わる 柱の面から 敷地の境界 線までの距 離は、一メ ートル以上 とする。た だし、敷地 面積が次の 各号のい れかに該当 する場合は、 当該各号に 定める距離 以上とする。 一及び二 略</p>	<p>建築物（物 置及び自動 車庫その他 これに類 するものを 除く。）の 外壁又はこ れに代わる 柱の面から 敷地の境界 線までの距 離は、一メ ートル以上 とする。た だし、敷地 面積が次の 各号のい れかに該当 する場合は、 当該各号に 定める距離 以上とする。 一及び二 略</p>
略	略	略
略	略	略
略	略	略

区域

する駅前
広場周辺
地区をい
う。

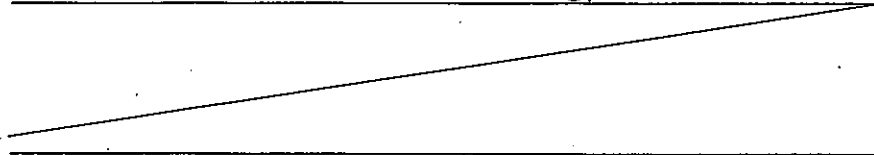
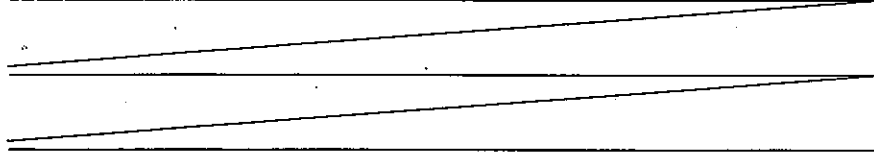
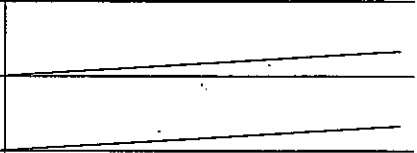

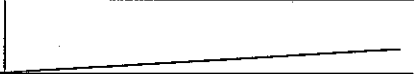
駅前通り、
国道沿道
地区（新
河岸駅周
辺地区地
区計画の
計画図に
表示する
駅前通り、
国道沿道
地区をい
う。）

次の各号の
いずれかに
該当する建
築物以外の
建築物
一 ホテル
又は旅館
二 マージ
ヤン屋、
ばちんこ
屋、射的
場、勝馬
投票券発
売所、場
外車券売
場その他

構造の自動
車庫その他
これに類
するものを
除く。）の
外壁又はこ
れに代わる
柱の面から
隣地の境界
線までの距
離は、〇・
七メートル
以上とする。
ただし、敷
地面積が二
〇〇平方メ
ートル未満
の場合は、
〇・五メー
ートル以上と
する。

建築物（建
築物に附属
する、床面
積五平方メ
ートル以下
の物置及び
壁面のない
構造の自動
車庫その他
これに類
するものを
除く。）の
外壁又はこ
れに代わる
柱の面から
隣地の境界

建築物の
最高の高
さ一六
メートル

住宅地区 A(新河 岸駅周辺 地区地区 計画の計 画図に表 示する住 宅地区A をいう。)	
	これらに 類する建 築物
	
	
一〇〇平方メートル以下	建築物(建 築物に附属 する、床面 積五平方メ ートル以下 の物置及び 壁面のない 構造の自動 車庫その他 これに類 するものを 除く。)の 外壁又はこ れに代わる 柱の面から 隣地の境界 線までの距 離は、〇・ 七メートル 以上とする。 ただし、敷 地面積が二 〇〇平方メ ートル未満 の場合は、
建築物の高 さ一・二 メートル。 ただし、 学校その 他の建築 物であつ てその用 途によつ てやむを 得ないと 市長が認 めるもの については、一六 メートル とする。	

の計画図 に表示す る住宅地 区B-2 をいう。	住宅地区 B-3 () 新河岸駅 周辺地区 地区計画 の計画図 に表示す る住宅地 区B-3 をいう。
法別表第二 (い)項に掲げ る建築物	
一〇〇 平方メ 一〇方メ 一〇トメ	
の物置及び 壁面のない 構造の自動 車庫その他 これに類 するものを 除く。この 外壁又はこ れに代わる	建築物(建 築物に附属 する、床面 積五平方メ ートル以下 の物置及び 壁面のない 構造の自動 車庫その他 これに類 するものを 除く。この 外壁又はこ れに代わる
建築物の高 さい一〇 メートル	建築物の高 さい一〇 メートル

適用しない。
一 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が三メートル以下で、かつ、敷地の境界線までの距離が〇・五メートル以上のも
二 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが二・三メートル以下で、かつ、床面積の合計が五平方メートル以内のも
三 自動車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが二・八メートル

